

⑤

令和 7 年 1 月 20 日

名古屋市長 広沢一郎 様

名古屋市特別職報酬等審議会

会長 中山 恵 子

市長の給料の額及び退職手当の支給水準

並びに副市長の給料の額について（答申）

令和 6 年 12 月 20 日をもって当審議会に諮問のあった「市長の年収を 800 万円にするために、市長の給料を月額 50 万円とすること及び期末手当を年間 200 万円とすること」、「市長の退職手当を廃止し不支給とすること」及び「副市長の給与について、一般職員に準じて、地域手当と給料月額の配分替えを行うこと」について、同日以降 2 回にわたり会議を開催し審議した。

当審議会としては、委員から出された意見を踏まえ、別記のとおり答申する。

記

1 市長の給料の額及び退職手当の支給水準について

今回の諮問内容は、前回（平成 25 年 6 月）の諮問と同じ内容であった。

当審議会の判断基準としては、先回の答申で、
「市役所組織全体の給与体系との整合性を保つとともに、市長の職務・職責に応じて給与を決定するという方針を重視するために、職員の給与改定の状況や他の政令指定都市等の額を考慮する」と記載しているところである。

この判断基準と関連して、各委員からは、

○市長給与は、担っている職務や職責に応じ支給を行うことが合理的ではないか。

○組織上のバランスを考慮すると、おそらく一定の役職以上から給与額の逆転も起こりうるので、その点も踏まえる必要がある。

○責任に応じた報酬とする仕組みを作らないと組織の秩序が保てない。

○市長の職責に相当なものとして定められた額が支給されるべきである。

○中小企業が給料を上げようとするなか、市長の給料を下げるのが、中小企業の給料を下げるという意味にとられる可能性もある。

などの意見が出され、改めて、従来からの当審議会の役割に基づく給与決定方針は妥当であると再認識するに至った。

一方、諮問に際し市長から諮問の背景として、市長自身にとっての最大の報酬が、市民の皆様に働きが評価され「良い仕事をした」と認められることであるとの説明を受けたことにより、諮問内容が先回同様に市長の強い政治理念から発せられたものであることが各委員に強く印象付けられた。このことから改めて、政治家としての市長の側面を強調した給与についての議論が、当審議会での審議になじむのかといった観点についても議論された。

このことについては、各委員からは、

○大きな自治体のトップとして、責任の大きさや多岐に渡る業務量の多さ等を考慮すると、諮問内容に違和感がある。

○市長の政治信条について審議会で議論をするのはすぐわないのではないか。

○これまでの審議会の判断と同様に、市長の公約である 800 万円の是非について判断、結論を出す役割を当審議会は担っていない。

○市長の年収を 800 万円とするという公約を掲げ、市民から信任を得た事情は考慮する必要があるが、この措置は現市長の任期中に限って適用することが妥当である。

○後任の市長まで縛ることになる恒久的な制度値の改正には賛同しかねる。

○市長の給与を低額とすることは市民としてお値打ちであるというご意見もあり、市長の政治信条を全く無駄にはできない。

などの意見が出された。

また、今回の諮問内容について、自ら掲げたマニフェストを実行すると明確に述べていることから、当審議会に求

められている役割を超えるものであると認められるところである。

以上を総合的に勘案すると、今回の諮問内容については、「市役所組織全体の給与体系との整合性を保つとともに、市長の職務・職責に応じて給与を決定するという方針を重視するために、職員の給与改定の状況や他の政令指定都市等の額を考慮する」といった当審議会の判断基準とは相容れない内容であり、当審議会の審議になじむものではないため、その意味で諮問内容が妥当であると申し述べることはできない、また現任期中に限り、市長が自らの判断により、その給与を削減することまでを、否定するものではない、との結論に達した。

2 副市長の給料の額について

1 給料の額

副市長	給料月額	105 万 2 千円
-----	------	------------

2 改定の実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

3 改定理由

一般職職員については、本市人事委員会の勧告に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から、地域手当の支給率を 10%から 15%に引き上げ、併せて給料表の水準を引き下げるという配分替えの改定を行っており、副市長にあっては、同様の措置を特例的な制度として現在行っているところである。

一般職職員と同様に地域手当が支給される常勤の特別職である副市長について、同じく配分替えのため給料月額を引き下げるという考え方に立って、副市長の給料の額を頭書の額に改定することは妥当であるとの結論に達した。

実施時期については、諸般の事情を勘案して、令和 7 年 4 月 1 日とするのが適当であると判断した。